

○社会資本整備審議会住宅宅地分科会運営規則

（小委員会の設置）

第1条 住宅宅地分科会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査させることができる。

（小委員会の委員）

第2条 小委員会に属すべき委員等（社会資本整備審議会令（平成十二年六月七日政令第二百九十九号）第4条第5項の「委員等」をいう。以下同じ。）は、住宅宅地分科会に属する委員等のうちから、住宅宅地分科会長が指名する。

（委員長）

第3条 小委員会に委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、住宅宅地分科会長が指名する。

2 小委員会は、委員長が招集する。

3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査事項を当該小委員会に属する委員等に通知する。

4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから住宅宅地分科会長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

5 委員長は、調査を終了したときは、速やかに調査結果を住宅宅地分科会長に報告するものとする。

（議事）

第4条 小委員会の議事については、社会資本整備審議会運営規則第4条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成23年2月24日から施行する。